【アメリカ】情報自由法 (FOIA) の改正案

海外立法情報課長 鈴木 滋

*2016年1月11日、情報自由法(F0IA)を改正する法案が下院を通過した(上院で審議中)。この法案は、「情報公開制度に関する、最近 10 年間では最も包括的な改革案」と評されている。

1 法案の背景

2016年1月11日、情報自由法(Freedom of Information Act: FOIA)を改正する「2016年 FOIA 監視及び実施法(FOIA Oversight and Implementation Act of 2016)案」(H.R. 653)が、連邦議会下院を通過した(2016年3月現在、上院司法委員会で審議中)。議会情報紙『ザ・ヒル』は、この法案について「情報公開制度に関する、最近10年間では最も包括的な改革案」と評している。

FOIA は、公文書の開示を促進し、政府活動の透明性を強化することを目的として、1966年に制定され、以降、6回改正されてきた(1974年、1976年、1986年、1996年、2007年、2010年)。しかし、この法案を所管する下院監視及び政府[機能]改革委員会(Committee on Oversight and Government Reform)がまとめた報告書(以下「下院報告」)は、累次の改正にもかかわらず、依然として、公衆の知る権利に対する障壁は存続していると述べており、FOIAの問題点として、開示請求処理の遅延や、開示義務の適用が除外される事例の多さ(下院報告が引用した司法省の統計によれば、2014会計年度で55万件以上あったとされる)、その他、政府情報へのアクセスに係る障壁などを挙げている。

2 法案の概要

この法案は、全4か条から成る。ここでは、第2条「FOIAの改正」を中心として、主な改正のポイントを紹介する。改正の眼目は、情報アクセスの利便性向上、開示請求及び処理に係る手続の改善と透明性の強化、開示義務の適用拡大、FOIAの運用をめぐる連邦政府機関(以下「政府機関」)の法令遵守確保などで、下院報告が指摘した問題点を踏まえた形となっている。

(1) 情報アクセスや開示請求及び処理手続の改善・透明化

- (a) 3 回又はそれ以上開示請求のあった文書で開示可能なものについては、電子的形態で一般にも公開するよう、政府機関に義務付ける(第 2 条(a)(1))。下院報告は、これを「[類似の開示請求を] 先取りした公開」(proactive disclosure)としている。
- (b) 行政管理予算局長に対し、あらゆる政府機関に開示請求を行うことができる、単一の 統合ポータルサイトを設置するよう、義務付ける(第2条(a)(3))。
- (c) 開示を承認しない場合、新たに「一部不承認」のケースなども含め、請求者への審査 結果通知に担当者の氏名・所属等を記載するよう、政府機関に義務付ける(第2条(b)(3))。

(d) 政府機関が開示請求の審査過程で他の団体等と協議した場合、その事実及び協議過程の概要、協議先の名称などを請求者に書面で通知するよう、義務付ける(第2条(f)(2))。 ただし、協議先が情報機関である場合は、この限りでないとされているが、こういった適用除外については、批判的な見解がある。

(2) 開示義務の適用及び開示範囲の拡大

- (a) 現在、開示義務の適用除外とされている政府機関内部の覚書や書簡などの範疇から、 以下のものを除く(第2条(b)(1))。
 - ・[政府機関による] 法令解釈を統制する (controlling) 見解
 - ・政府機関の依頼により、最終的政策決定に用いるため、当該政府機関以外の団体(他 の政府機関を含む)により作成された報告又は覚書
 - ・一般国民への対応のため、政府機関により用いられた指針等
 - ・開示請求が行われた時点で、作成後25年以上を経過している記録又は情報
- (b) 各政府機関に対し、以下の事項を義務付ける(第2条(g))。
 - ・公益の観点から、保有文書の開示方針を検討すること。
 - ・開示が可能な文書や、開示が公益にかなう文書の範疇を明確化するための手続を策定すること。

(3) 政府機関による法令遵守の確保

- (a) 各政府機関に置かれる FOIA の首席担当官(Chief FOIA Officer)に対し、当該機関の法令遵守状況について、少なくとも年 1 回検証を行うこと、必要に応じて、履行状況改善のため、勧告を行うことを義務付ける(第 2 条(l)(2))。なお、ここで検証項目として挙げられているのは、当該機関が制定した関連規則の内容、開示請求処理の適時性、開示義務の適用が除外された度合いなどである。
- (b) 各政府機関の監察官に対し、少なくとも 2 年に 1 回、当該機関の法令遵守状況を定期的に検証し、履行状況改善のため、当該機関の長に勧告を行うことを義務付ける(第3条)。

3 法案を取り巻く状況

前述の『ザ・ヒル』によれば、政府情報の公開拡大を求めてきた民間団体は、概ね法案を高く評価しており(米国自由人権協会など約70団体が支持)、オバマ大統領の任期中に成立させることを望んでいるという。一方、上院における法案の審議状況については、2016年3月現在、大きな動きは伝えられていない。

参考文献(インターネット情報は 2016 年 3 月 16 日現在である。[] は筆者による補足。)

- H.R. 653, FOIA Oversight and Implementation Act of 2016. https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114 hr653rfs/pdf/BILLS-114hr653rfs.pdf>
- House Report 114-391, January 7, 2016. https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-114hrpt391/pdf/CRPT-114hrpt391/pdf/CRPT-114hrpt391.pdf
- Megan R. Wilson and Christina Marcos, "House passes sweeping FOIA reform legislation," The Hill, January 12, 2016.